

# 告 示

## 埼玉県告示第八百六十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一六―九―二号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県児玉郡上里町大字大御堂字長久保千四百六十六―八の一部、千四百三十

三―一の一部、千四百六十九の一部、千四百二十二―一の一部、千四百二十九―

一の一部、千四百三十四―一の一部、千四百三十五―一の一部、千四百三十六―

一の一部、千四百四十四―十外二十三筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千七十九・六七五立方メートル